平成２８年（フ）第３９０７号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目２番21―401号
破産者　向井　龍三
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８３号
大阪府箕面市瀬川５丁目17番１―301号
破産者　桑原　由仲
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４３１号
大阪府豊中市庄内東町３丁目17番７号
破産者　城本　　正
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５６号
奈良県香芝市鎌田481―１　シャーメゾンクレスト　Ａ202号室、開始決定時奈良県香芝市白鳳台２丁目15番地16
破産者　樋口　武彦
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３９号
大阪府東大阪市中小阪３丁目15番23号
破産者　フラワーショップせんさこと　下元　博和
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６０６号
大阪市天王寺区伶人町２番20号　荻野荘26号
破産者　神田　倫孝
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１９号
大阪府枚方市釈尊寺町25　釈尊寺第二団地30号棟806号室、開始決定時大阪府枚方市三矢町５番18―205号
破産者　窪田　吉宏
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７１３号
大阪市西区江戸堀１丁目25番27―708号
破産者　潮崎こと　花咲　裕昭
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３０号
大阪市大正区南恩加島２丁目９番21号
破産者　井上　直好
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８８号
大阪市生野区小路東５丁目21番24号、前住所大阪府東大阪市足代３丁目11番14号
破産者　川阪木工こと　川阪　直一
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９９号
大阪府四條畷市岡山５丁目２番14号
破産者　笹井　暁美
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４６号
大阪府東大阪市寿町１丁目７番27号
破産者　木戸　　久
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３号
大阪府河内長野市西代町８番20号、前住所大阪府河内長野市木戸２丁目19番23号
破産者　峯垣外塗装店こと　峯垣外　勲
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
堺市北区常磐町３―13―３　604号、住民票上の住所大阪府松原市河合３丁目３番23号
破産者　大嶋　正樹
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
堺市北区常磐町３―13―３　504号、住民票上の住所大阪府松原市河合３丁目３番23号
破産者　大嶋　福三
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
大阪府松原市東新町４丁目５番９―708号
破産者　岸　　裕輔
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４３号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番18―202号
破産者　ヒデシステムこと　内間　秀暢
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
神戸市長田区林山町９番地の５朝日マンション305号
破産者　新井工業こと　新井　孝志
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目11番１―Ａ503号
破産者　原田　将輝
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係